

役場だより 11月

発行：王滝村役場 教育委員会
tel 0264-48-2001
fax 0264-48-2172
mail otakivil@vill.otaki.nagano.jp
http www.vill.otaki.nagano.jp

狩猟が始まります!

猟期:平成23年11月15日(火)~平成24年2月15日(水)

狩猟者の皆さんは、事故や違反のないよう、安全で楽しい狩猟をしてください。
住民の方は屋外作業や山の中へ入られる場合は、なるべく目立つ色彩の服装で行動してください。(オレンジ等の明るい色を着用してください。)



仕事・住まい・生活にお困りの求職者の方へ

ハローワークでは、仕事をお探しの方に
住宅・生活相談も行っています。

- 住宅手当のご案内
- 総合支援資金貸付のご案内
- 求職者支援訓練(給付金)のご案内
- 生活保護のご案内

ご相談は、「住居・生活支援窓口」をご利用ください。

お問合せ先:ハローワーク木曾福島

電話:0264-22-2233

【木曾税務署からのお知らせ】

e-Taxで申告の手続きを行うには、一部の手続きを除いて電子証明書が必要となっています。

電子証明書の取得手続き及び有効期限等については以下のとおりです。

① 電子証明書の取得手続き

住民票のある市町村役場の窓口で、住民基本台帳カードを入手する際に併せて電子証明書発行申請書等を提出して電子証明書の機能をカードに付加してください。

平成23年分の所得税の確定申告書を電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税税額から最高4,000円の控除を受けることができます。

(平成19年分から22年分の間のいずれかで控除を受けている方は、対象となりません。)

② 電子証明書の有効期限等

(1) 電子証明書の失効事由

電子証明書に以下の事由が生じた場合には、電子証明書が失効します。

- 電子証明書の有効期限(3年間)が満了した場合
- 氏名、住所が変更になった場合

注)カードに表記されているのは、住民基本台帳カードの有効期限(10年間)です。

電子証明書の有効期限(3年間)は表記されていませんのでご注意ください。

(2) 電子証明書の更新の手続きについて

電子証明書が失効していた場合や、有効期限前に継続の更新を行う場合は、電子証明

書を取得した市町村役場の窓口において、更新手続きが必要になります。

【更新に必要な物】

※王滝村役場の場合

・住基カード・身分証明書・手数料500円 で即日更新できます。

注)電子証明書の更新を行った場合には、更新した電子証明書をe-Taxに再登録が必要となります。

ご不明な点等については、木曾税務署へお問い合わせください。

電話番号 0264-22-2024(代表)

多重債務者無料相談会開催のお知らせ

借金問題で悩んでいませんか?

弁護士・司法書士等が無料で直接相談に応じ解決方法をアドバイスします

借金でお困りの方はこの機会に相談窓口へお出かけください。

なお、面談は予約制で行います。事前に下記電話番号へお申込み下さい。

予約の受付は11月21日(月)から12月8日(木)まで

- ・期 日:12月9日(金)
- ・時 間:10時から17時
- ・会 場:松本消費生活センター
(松本商工会館1階)
- ・電 話(予約・お問合せ)

0263-35-1556



除雪作業へのご協力を

除雪作業は、通勤通学時間帯に間に合わせるため、早朝より急ピッチで作業を行います。ご理解、ご協力をお願いします。

○路上駐車は除雪作業の妨げになりますので、駐車しないようお願いします。

○除雪作業中は大変危険ですので、除雪車には近寄らないで下さい。

○早朝・夜間の除雪作業にご理解下さい。

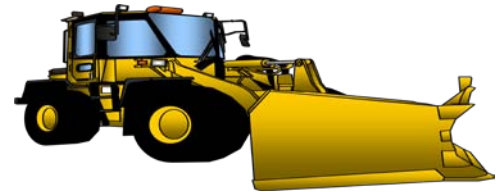
○除雪後の道路へ雪を出さないようお願いします。

○除雪作業は早朝より行いますので、家の前に残ってしまった雪は、どうか地域の皆さまで除雪をお願いします。

また、歩道や自宅周辺の雪かきは沿線のみなさまのご協力をお願いいたします。

長野県木曾建設事務所 維持管理課

産業課土木係



◆秋の村内美化清掃を実施しました◆

紅葉の季節 10月18日(火)秋の村内美化清掃を実施しました。

村道:大雄から大島までを総勢約35名でゴミ拾いをしました。

村内が大変きれいになりました!

ご協力いただきました皆様、ありがとうございました。

- ◆回収結果・可燃ごみ 50kg
- ・不燃ごみ 70kg 合計 120kg(去年は100kg)



11月～12月の保健センター行事予定

日付	教室名	時間	場所
11月22日(火)	脳元気教室	9時30分～11時30分	保健センター
11月25日(金)	乳児健診	13時30分～14時	
11月28日(月)	定期健康相談	10時～11時30分	
11月30日(水)	体操せまい会	10時～11時	
12月2日(金)	熟年教室	10時～11時30分	
12月6日(火)	脳元気教室	9時30分～11時30分	
12月15日(木)	定期健康相談	10時～11時30分	
第1・3(木) 予防接種の日(事前予約をお願いします)			王滝村診療所

11月は児童虐待防止推進月間です。

児童虐待問題は社会全体で解決しなければならない重要な課題です。

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときやご自身が出産や子育てに悩んだときには、児童相談所、保健センターに連絡してください。

児童相談所全国共通ダイヤル(24時間つながります) **0570-064-000**

お住まいの地域の児童相談所に電話をおつなぎします。

*一部地域では使えないことがあります。

*PHS や一部のIP電話からはつながりません。



適正受診にご協力を!

医療費や医師等の負担が増えています

軽症にもかかわらず休日や夜間に受診するなど、適正でない受診が増えています。これにより緊急性の高い重症の人の治療に支障をきたす、医師等の負担が増加するなどの問題が起きています。

みんなが安心して必要なときに医療を受けられるために、またみなさんの医療費の増加を防ぐためにも、医療のかかり方や薬のもらい方を見直し、適正な受診を心がけましょう。



国民年金からのお知らせ

就職・転職・結婚・退職 生活パターンが変わったら届出を!

結婚や就職、転職、退職などにより国民年金などもそのつど届出が必要となります。届出を忘れると、将来受取る年金額が減額されたり、受けられなくなる場合があります。節目、節目の届出は忘れずに行いましょう。

加入者	加入届出先	保険料の納め方
◆第1号被保険者◆ 20歳以上60歳未満で自営業、自由業、学生の方など。 *第3号被保険者が配偶者の扶養からはずれたとき(増収など)	村役場住民課窓口で加入手続きをします。	国民年金は、自分で納めます。 ●定額保険料・・・H23.4月から 1か月 15,020円 ●付加保険料・・・1か月 400円 (希望する方)
◆第2号被保険者◆ 厚生年金・共済組合に加入している会社員・公務員など	勤務先が加入手続きをします。	国民年金保険料は、厚生年金・共済組合の保険料と一緒に給料から天引きされますので、自分で納めることはありません。
◆第3号被保険者◆ 厚生年金・共済組合の加入者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者	配偶者の勤務先が加入手続きをします。	国民年金保険料は自分で納める必要はありません。(配偶者が加入している年金制度が負担します。)

※**任意加入被保険者**(希望して加入できる方)

- 60歳以上65歳未満の方で年金額を満額に近づけたい方や受給資格期間が足りない方。
- 海外に在住している日本人で20歳以上65歳未満の方 など

《お問合せ先》 **村役場住民課(48-2001)** または **松本社会保険事務所(0263-32-5821)** までお願いします。